



IT事業者向け 業務過誤賠償責任保険

AIG損保



急速に進むIT社会、
それに伴い高まる賠償責任リスクから、
IT事業者をお守りします。

業務過誤賠償責任保険普通保険約款

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。



お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

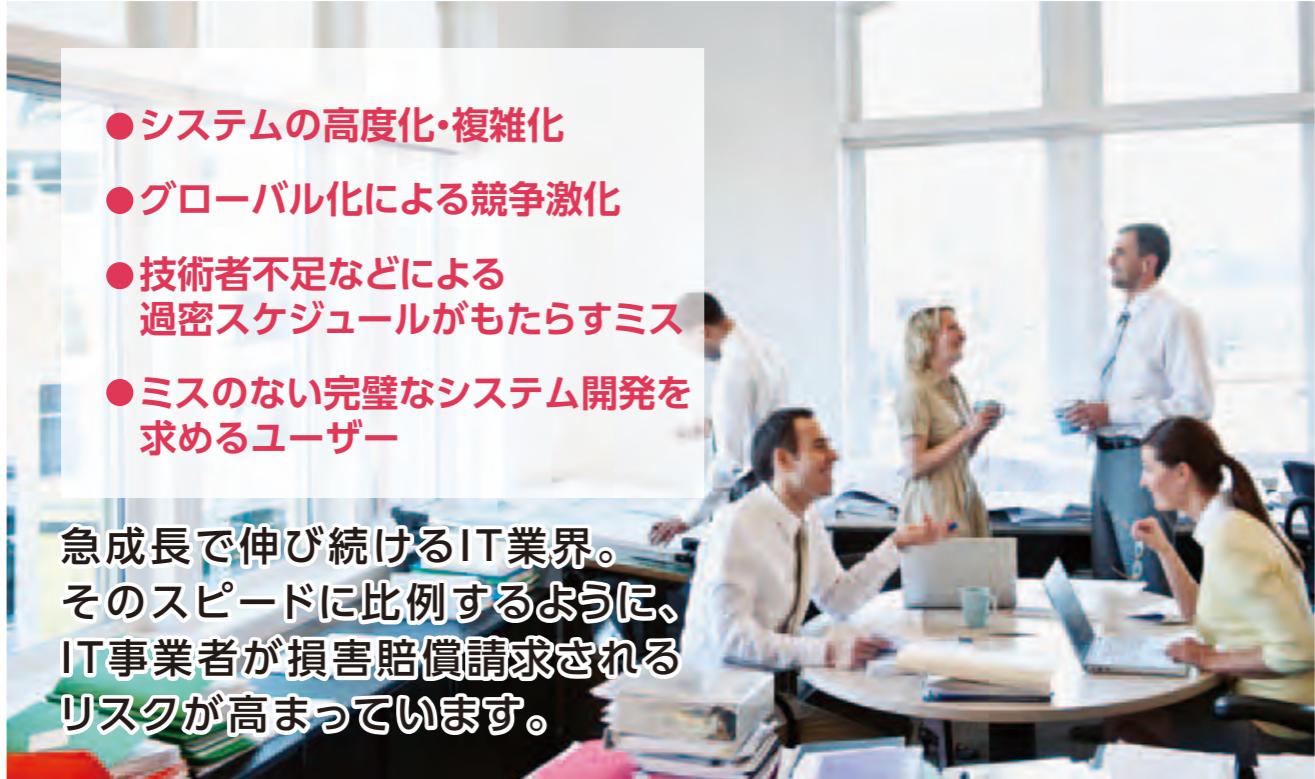
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



ちょっとしたミスが大きな損害に、そんなIT事業者のリスクを補償するのがIT事業者向け 業務過誤賠償責任保険です!

IT事業者をとりまくリスク



IT事業者向け 業務過誤賠償責任保険とは

商品構成

基本プラン

- 業務過誤賠償責任保険
普通保険約款
- IT事業特約

貴社のニーズにあわせて、
より手厚い補償をお選びいただけます。

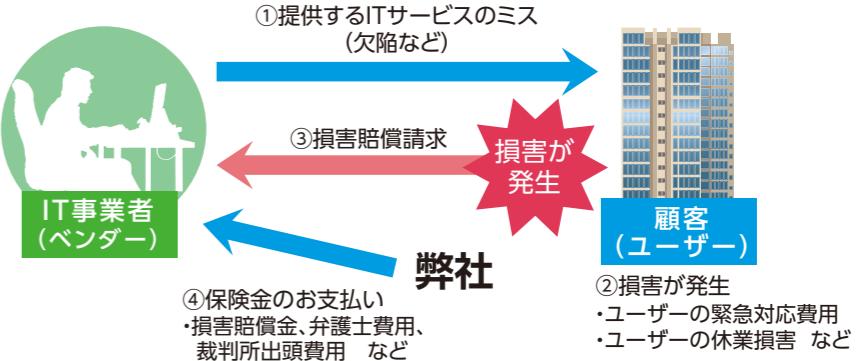


オプションプラン

- コンテンツ事業特約
- 知的財産権特約
- コンピュータアタック特約
- 請負人担保特約
- 海外開発担保特約
- 派遣先業務担保特約

保険の概要

この保険は、IT事業者が提供するITサービスにミス(欠陥など)があったため、顧客(ユーザー)等に経済的な損害が発生し、その結果、IT事業者が損害賠償を請求された場合に負担する損害賠償金および争訟費用(弁護士費用、裁判所出頭費用など)を補償します。



この保険で対象となる事故例

システム開発

納品した物流オンラインシステムにデータ入力して処理すると長時間誤作動が生じる不具合が見つかった。システムが使用できなかった期間の代替手段に要した費用等について損害賠償を請求された。

システム管理

サーバの保守業務を受託したが、予想される最大のアクセス量に見合わないサーバを誤って設置したことが原因で、サーバがキャッシュオーバーで停止してしまった。業務を停止した期間の対応に臨時に要した費用について損害賠償を請求された。

パッケージソフトウェア開発

顧客先においてパッケージソフトのカスタマイズ作業中に、誤って顧客データを消去してしまった。データの復元費用につき損害賠償を請求された。

ASP、SaaS

顧客と代理店間を結ぶ管理システムをSaaSにより提供していたが、誤ってサーバを3日間停止させてしまった。停止期間中に顧客が代理店から徴収できなかった管理システム利用料につき、損害賠償を請求された。

インターネットサービスプロバイダ(ISP)

ネットワーク接続契約の付帯サービスとして提供していたレンタルサーバで、システム変更の際に管理していた顧客のホームページのコンテンツを誤って消滅させてしまった。ホームページの再作成費用およびホームページ閉鎖による逸失利益について損害賠償を請求された。

情報処理サービス

受託している給与計算プログラムの不具合により、顧客従業員に給与の誤払いが発生した。給与の再計算に要する人件費などの臨時費用について損害賠償を請求された。

(ご注意)事故例は、この保険で補償の対象となる想定の事故例ですが、実際に事故が発生した場合の保険金のお支払いについては、損害賠償責任の有無、損害額、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無等にもとづいて個別に判断します。

貴社のIT事業についてお聞かせください

この保険で対象となるIT業務です。貴社はどのようなITサービスを提供されていますか?

保険対象となる主なIT業務	内 容
<input checked="" type="checkbox"/> システム開発	ユーザーの社内システムの開発・構築・メンテナンスなどを行う業務 (システム開発・システムインテグレーション・システムコンサルティングなど)
<input checked="" type="checkbox"/> システム管理	システムの保守・管理を提供する業務(顧客のデータ等を管理する業務、インターネットホスティング、ハウジングなどを含む)
<input checked="" type="checkbox"/> パッケージソフトウェア開発	パッケージソフトウェアを開発する業務
<input checked="" type="checkbox"/> ASP、SaaS	ビジネス用のソフトをインターネット経由で顧客にレンタルする業務
<input checked="" type="checkbox"/> インターネットサービスプロバイダ(ISP)	インターネットへの接続サービスおよび付帯サービスを提供する業務 (ドメイン登録、ポータルサイト運営など)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報処理サービス	顧客のデータ入力・処理・加工等を行う業務

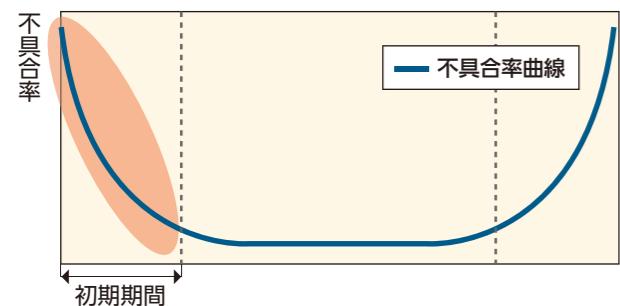
上記以外のIT業務については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

この保険の特長

特長1 システム納品直後の事故にも対応!

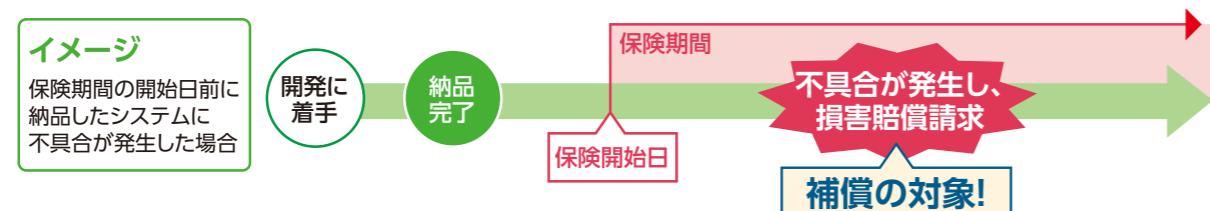
システムやソフトウェアの納品直後から補償しますので安心です。
納品後30日間等の免責期間(保険金をお支払いできない期間)がありません。

■システムの不具合発生のイメージ【不具合率のバスタブ曲線】



特長2 保険期間の開始前に行った業務も補償の対象!

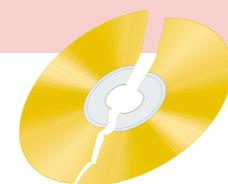
保険期間の開始前に既に着手または納品しているITサービスのミスを原因とする損害賠償請求も補償の対象です。
(ご注意)保険期間の開始日において損害賠償請求がなされることが合理的に予想される場合は、補償の対象となりません。



特長3 データの復元費用を補償!

ユーザーから預かったデータを誤って毀損、紛失または消去してしまった場合に、IT事業者(被保険者)自身が復元に要する費用を補償します。

(ご注意)1,000万円を限度にお支払いします。ただし、10万円は被保険者の自己負担となります。



IT事業者向け 業務過誤賠償責任保険によって期待される効果

高額の損害賠償金をリスクヘッジ

ITサービスのミスを原因とするユーザーの緊急対応費用、逸失利益等の高額の損害賠償金をリスクヘッジできます。

業務拡大への注力が可能

万一の際の賠償資力を確保しておくことで、安心して業務拡大に注力できます。

賠償資力の確保により、説明責任を果たせます。

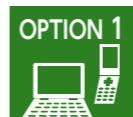
ITサービスのミスを原因とする賠償責任リスクに対して、賠償資力を確保することにより、取引先・株主などへの説明責任を果たせます。

財務の安定化

毎年所定の保険料を払い込むことにより、事故発生時の特別損失を防止・軽減できますので、財務の安定化につながります。

オプション特約のご説明

貴社のご要望にお応えして、幅広い補償をご提供します!



兼業しているコンテンツ業務も補償対象にしたい!

コンテンツ事業特約

広告業、デジタルコンテンツ業、ゲームの開発などのコンテンツ業務を兼業している場合、そのコンテンツ業務を補償の対象に含めます。



第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償責任を補償!

知的財産権特約

著作権・商標権など第三者の知的財産権の侵害による損害賠償責任を補償します。
(ご注意)特許権、ソフトウェア技術に関する知的財産権(プログラミング著作権など)または営業秘密の使用許諾契約違反、侵害または不正使用については、この特約をセットしても補償されません。



コンピュータウイルスや不正アクセスを原因とする損害賠償責任を補償!

コンピュータアタック特約

コンピュータウイルスや不正アクセスなどのコンピュータアタックを原因として発生した損害賠償責任を補償します。



下請負人も補償の対象に含めます!

請負人担保特約

- IT事業者の下請負人の設計ミス、プログラミングの不具合などによる損害賠償責任について、下請負人も補償の対象に含めます。
- 下請負人に委託した業務について、無記名かつ包括的に下請負人を補償します。
(ご注意)下請負人が日本国内で行った業務が補償の対象です。



海外での開発(オフショア開発)について、海外の下請負人も含めて補償!

海外開発担保特約

- IT事業者の下請負人が海外で行う開発(オフショア開発)での設計ミス、プログラミングの不具合などによる損害賠償責任を補償します。
- 海外の下請負人も補償の対象に含めます。
(ご注意)日本国外でなされた損害賠償請求は、補償の対象になりません。



IT派遣での損害賠償責任を補償します!

派遣先業務担保特約

IT事業者が労働者派遣法に基づいてエンジニア等を派遣した場合、派遣したエンジニア等の設計ミス、プログラミングの不具合などによって生じた、派遣先に対する損害賠償責任を補償します。
(ご注意)派遣先は日本国内の事業者に限ります。

ご注意事項 かならずお読みください。

ご契約時にご注意いただくこと

■ご契約にあたって

- ◆保険料は貴社の業務の内容、直近会計年度(1年間)の売上高などにより個別に算出します。
- ◆お見積もりにあたっては、次の書類をご用意ください。
 - ①直近会計年度(1年間)の損益計算書(写)
 - ②質問書
 - ③その他保険会社が必要とする書類
- など

■告知義務

ご契約者または被保険者になる方には、ご契約を締結いただく際、申込書記載事項(保険契約申込書およびご契約の締結にあたってご提出いただく付属書類の記載事項をいいます。)について、弊社に事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。特に申込書で※を表示した項目への記載はご注意ください。告知義務の対象となる主な項目は、次のとおりです。

- ①保険の対象業務の内容
- ②保険料の算出基礎(売上高)
- ③同様の補償を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無とその内容

なお、故意または重大な過失により、申込書記載事項について弊社に知っている事実を告げなかった場合や事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約後にご注意いただくこと

■通知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約の後、通知事項(申込書記載事項のうち、通知義務の対象として保険証券に※を表示した項目をいいます。ただし、同様の補償を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容を除きます。)に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、変更の承認請求を行っていただく義務(通知義務)があります(事前に変更の事実を確認できない場合は、遅滞なく、ご連絡いただく義務があります)。通知義務の対象となる主な項目は、次のとおりです。

- ①保険の対象業務の内容
- ②保険料の算出基礎(売上高)

弊社では、ご通知いただいた内容に基づき、ご契約の変更承認を行います。この場合、保険料の返還または追加請求をさせていただく場合があります。追加保険料が発生する場合は、契約内容の変更と同時に払い込みください。追加保険料が払い込まれない場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

なお、通知事項にかかる変更のご連絡がない場合や遅れた場合には、保険金をお支払いできることあります。また、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、ご契約を解除させていただくことがあります。

その他

■告知・通知の受領権および契約締結の代理権

弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結にあたり、告知・通知を受領する権限および保険契約締結の代理権を有しています。

保険金のお支払いまでの流れについてのご案内

事故が発生した場合

損害賠償請求された場合はその内容(損害賠償請求された日、損害賠償請求者の氏名、損害賠償請求の理由、損害賠償請求額など)を、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は予想されるその内容を、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の発生および拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害賠償・求償することができる場合には、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。なお、損害賠償請求者との間で損害賠償額などを決定(示談)される場合、その他費用を支出される場合には、事前に弊社の書面による同意が必要です。

正当な理由がなくこれらの手続きを怠った場合には、それによって弊社が被った損害の額および発生または拡大を防止することできたと認められる損害の額などを差し引いて保険金をお支払いします。

保険金のお支払いまでの流れ

Step1 事故発生のご連絡【お客さまに行っていただくこと】

- 損害賠償請求された場合は、まずは損害の拡大の防止に努めてください。(また、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は、損害の発生の防止に努めてください。)
- 損害賠償請求された場合は損害賠償請求の内容、損害賠償請求されるおそれのある状況を知った場合は、予想される損害賠償請求の内容について、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- 他人に損害賠償請求・求償することができる場合は、権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。

事故対応についてのアドバイス、必要書類のご案内【弊社が行うこと】

- お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 今後の対応についてアドバイスをさせていただきます。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step2 必要書類のご手配・ご提出【お客さまに行っていただくこと】

- 損害賠償責任およびその損害額を証明する書類など、保険金請求に必要な書類をご用意いただき、弊社にご提出いただきます。

Step3 相手方との示談【お客さまに行っていただくこと】

- 弊社は損害賠償請求者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、示談の進め方や示談内容等について、アドバイスをさせていただきます。示談交渉はお客さまご自身で進めていただきます。
- 損害賠償請求者との間で損害賠償額などを決定(示談)される場合、その他費用を支出される場合には、事前に弊社の書面による同意が必要です。

ご請求内容の確認【弊社が行うこと】

- 保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- ご提出いただいた書類をもとに、お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step4 保険金のお受取り【お客さまに行っていただくこと】

- お支払金額、お支払先などをお客さまへ書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

保険金請求に必要となる書類

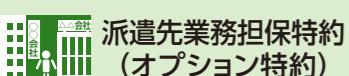
保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類をご提出いただきます。書類につきましては、事故のご連絡をいただいた後にご案内いたします。保険金のご請求に必要な主な書類は、次のとおりです。

保険金の請求に必要となる主な書類	
保険金請求書	保険金の請求に必要となる主な書類
契約書類	契約内容、受注内容が確認できる発注書、仕様書、企画書などの書類
検収を確認できる書類	システムなどサービスの対象物を納品した際の検収済みが確認できる書類
損害の額を証明する書類	第三者が作成した損害の額を証明する書類
損害賠償請求の確認ができる書類	第三者からの損害賠償請求書類、訴状など
損害賠償額を確認できる書類	示談書、損害賠償金の支払、損害賠償請求権者の承諾があったことが確認できる書類など
復元費用を確認できる書類	コンピュータ記録の復元に要した費用を確認できる請求書、支払証明書など

(ご注意)弊社は、事故状況や損害の内容などに応じて、ご契約者または被保険者に対して、上記以外の書類もしくは確認資料のご提出または弊社が行う調査へのご協力ををお願いする場合があります。

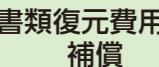
IT事業者向け 業務過誤賠償責任保険の概要 その1

補 償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	支払限度額・自己負担額など (注)支払限度額は、すべて1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない主な場合
損害賠償責任の補償	<p>この保険の対象業務(※1)に係わる、義務違反、名誉毀損(誹謗もしくは中傷)、またはハードウェア事故(※2)の不当な行為があったとして被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。</p> <p>(注2)遡及日を設定した場合(遡及日を設定した場合、保険証券に記載されます。)、遡及日以降になされたこの保険の対象業務に係わる不当な行為が補償の対象となります。</p> <p>(※1)「対象業務」の定義</p> <p>保険契約者および保険証券記載の子会社が行う次の業務をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ソフトウェアサービス ②データサービス ③インターネットを介してデータまたはソフトウェアのアクセスまたは使用を促進するサービス <p>(※2)「ハードウェア事故」の定義</p> <p>ハードウェア(※3)に係わる、過失による義務違反、作為、過誤、虚偽表示および不作為をいいます。</p> <p>(※3)「ハードウェア」の定義</p> <p>保険契約者または保険証券記載の子会社が販売、リースその他の方による供給、ライセンス許諾、設置、改造または保守を行ったコンピュータハードウェアおよびファームウェアをいいます。</p>	<p>○損害賠償金</p> <p>被保険者に対する判決または弊社が被保険者もしくは保険契約者の同意を得て承認した和解に基づいて被保険者が第三者に対して支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。</p> <p>○争訟費用</p> <p>損害賠償請求に関する調査、防御、査定、和解、および上訴において、被保険者が負担した合理的な報酬および費用をいいます。また、争訟費用には、損害賠償請求に関して、代表者、役員等、または従業員が証人として裁判所に出頭した場合の裁判所出頭費用を含みます。</p> <p>(※)被保険者自身の内部諸経費および時間費用は含まれません。</p>	<p>次の方をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者および子会社(注) ②保険契約者および子会社(注)の現在および過去の代表者、役員等 ③保険契約者および子会社(注)の従業員 ④保険契約者または子会社(注)に派遣された派遣社員 ⑤保険証券に記載された者 ⑥上記②および③に該当する被保険者の相続人および遺産に関する代理人 (注)保険証券に記載された子会社のみ対象となります。なお、子会社およびその法人に属する被保険者については、その法人が保険契約者の子会社である間に行った不当な行為のみが補償の対象となります。 	<p>○ご契約時に設定いただく支払限度額、自己負担額(免責金額)、自己負担割合が適用されます。</p> <p>(注)自己負担割合は、被保険者にご負担いただく一定の割合をいいます。</p> <p>○裁判所出頭費用は、1日につき、次の金額(定額)をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①代表者、役員等 50,000円 ②従業員 25,000円 <p>(注)裁判所出頭費用には、自己負担額(免責金額)を適用しません。</p>	<p>主に次の事由によって生じた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①犯罪行為・故意 ②身体の障害・財物の損壊(ただし、ハードウェアに係る財物の損壊については、補償の対象となります。) ③知的財産権侵害(特約のセットにより、一部補償の対象となります。) ④契約上加重された責任・保証(損害賠償の予定を含みます。) ⑤この保険の対象業務またはハードウェアの供給、設置、改造もしくは保守の履行遅滞または履行不能 ⑥親会社または子会社からの損害賠償請求(ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、補償の対象となります。) ⑦回収および廃棄に伴う費用 ⑧機械、電気系統の故障、または電気通信、衛星システムの障害 ⑨被保険者が所有、使用または管理する個人情報の漏洩ただし、次の事由に起因する損害賠償請求は補償の対象となります。 ア. 法人その他の組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化 イ. 商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更 ⑩金融機関による、資金、通貨、有価証券その他決済手段の伝送 ⑪金融商品取引(先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含みます。) ⑫この保険の対象業務またはハードウェアの見積りが正確でなかったこと。 ⑬コンピュータウイルス、不正コード、または電子システムもしくはプログラムへの不正アクセスもしくはそれらの不正使用を防止できなかったこと(特約のセットにより補償の対象となります)。 ⑭特許権または営業秘密の使用許諾契約違反、侵害または不正使用 ⑮製造物の設計上、製造上または加工上の欠陥 ⑯保険期間の開始日以前になされた損害賠償請求 ⑰保険期間の開始日において、被保険者が損害賠償請求がなされることを合理的に予想できた事由 ⑱日本国外における不当な行為に起因する、または日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求 ⑲株主代表訴訟 ⑳戦争・テロ行為 <p>など</p>
コンピュータ記録 復元費用の補償	<p>被保険者が第三者のコンピュータ記録を毀損、紛失または消去したことによる損害賠償請求がなされることを防止するため、そのコンピュータ記録を交換または復元するために合理的に負担した費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のすべての要件を満たすことが、保険金お支払いの条件となります。</p> <p>【保険金お支払いの要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が法的責任を負うこと。 ②保険期間中にこの保険の対象業務に係わり毀損、紛失または消去されたこと(損耗、劣化、虫食いその他被保険者の責めに帰さない場合は、補償の対象となりません)。 ③被保険者またはその委託先がコンピュータ記録を運送または管理している間に毀損、紛失または消去したこと。 ④そのコンピュータ記録が被保険者によりまたは被保険者のために入念に探索されたこと。 ⑤復元費用が、弊社が承認する支出証明により裏付けられていること。 ⑥この保険の対象となる損害賠償請求がなされることを防止するために復元費用を要することについて、弊社の承認を得ること。 	<p>○復元費用</p> <p>被保険者が第三者のコンピュータ記録(※1)を毀損、紛失または消去したことによる損害賠償請求がなされることを防止するため、そのコンピュータ記録を交換または復元するために合理的に負担した費用をいいます。</p> <p>(※1)「コンピュータ記録」とは、次のものに保管されるデータ(※2)をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コンピュータもしくはデータ処理機器またはそれらの部品 ②コンピュータソフトウェア <p>(※2)「データ」とは、電磁的に記録された、デジタル方式の、およびデジタル化された情報および媒体をいいます。</p>	<p>IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。</p>	<p>○復元費用の支払限度額は、1,000万円です。</p> <p>(注1)コンテンツ事業特約をセットする場合は、コンテンツ事業特約の「書類復元費用の補償」で支払う保険金と合算して1,000万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)復元費用の補償で支払う保険金は、IT事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してIT事業特約の支払限度額内でお支払いします。</p> <p>○自己負担額(免責金額)10万円が適用されますが、自己負担割合は適用されません。</p>	<p>②身体の障害・財物の損壊のうち「財物の損壊」を除いて、IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。</p>
派遣先業務担保特約 (オプション特約)	<p>この保険の対象業務に係わり、労働者派遣法に基づき保険契約者または子会社から派遣された派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。</p>	<p>IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。</p>	<p>IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。</p> <p>(注)この特約で支払う保険金は、IT事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してIT事業特約の支払限度額内でお支払いします。</p>	<p>IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。</p>



*この特約は、IT事業特約にセットできます。

IT事業者向け 業務過誤賠償責任保険の概要 その2

補 償	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	支払限度額・自己負担額など (注)支払限度額は、すべて1請求・保険期間中の支払限度額です。	保険金をお支払いできない主な場合
 コンテンツ事業特約(オプション特約)	損害賠償責任の補償 <p>この保険の対象業務(※)に係わる、義務違反または名誉毀損(誹謗もしくは中傷)の不当な行為があったとして被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が最初になされた場合に保険の対象となります。</p> <p>(注2)遡及日を設定した場合(遡及日を設定した場合、保険証券に記載されます。)、遡及日以降になされたこの保険の対象業務に係わる不当な行為が補償の対象となります。</p> <p>(※)「対象業務」の定義</p> <p>保険契約者および保険証券記載の子会社が行う次の業務をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①テレビ、ケーブル、衛星またはラジオによる放送 ②新聞、雑誌、本、音楽、住所氏名録、ビデオ、脚本、台本および劇作の出版および電子出版(出版物の研究、準備、連載、公開または流通を含みます。) ③広告、宣伝、グラフィックデザイン、ロゴおよび商標のデザイン、広告枠の購入、市場調査、広報、ダイレクトメール、ゲームデザイン、コンテストならびにキャンペーン ④印刷 	IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。 (注)この特約で支払う保険金は、IT事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してIT事業特約の支払限度額内でお支払いします。	主に次の事由によって生じた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①犯罪行為・故意 ②身体の障害・財物の損壊 ③知的財産権侵害(特約のセットにより、一部補償の対象となります。) ④契約上加重された責任・保証(損害賠償の予定を含みます。) ⑤この保険の対象業務の履行遅滞または履行不能 ⑥親会社または子会社からの損害賠償請求(ただし、親会社または子会社に対して第三者からなされた損害賠償請求の求償分については、補償の対象となります。) ⑦回収および廃棄に伴う費用 ⑧機械、電気系統の故障、または電気通信、衛星システムの障害 ⑨被保険者が所有、使用または管理する個人情報の漏洩 ただし、次の事由に起因する損害賠償請求は補償の対象となります。 A. 法人その他の組織または団体の名譽毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化 B. 商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更 ⑩金融商品取引(先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含みます。) ⑪コンピュータウイルス、不正コード、または電子システムもしくはプログラムへの不正アクセスもしくはそれらの不正使用を防止できなかったこと(特約のセットにより補償の対象となります。) ⑫特許権または営業秘密の使用許諾契約違反、侵害または不正使用 ⑬製造物の設計上、製造上または加工上の欠陥 ⑭保険期間の開始日以前になされた損害賠償請求 ⑮保険期間の開始日において、被保険者が損害賠償請求がなされることを合理的に予想できた事由 ⑯日本国外における不当な行為に起因する、または日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求 ⑰株主代表訴訟 ⑱戦争・テロ行為
 書類復元費用の補償	<p>被保険者が第三者の書類を毀損、紛失または消去したことに起因してこの保険の対象となる損害賠償請求がなされることを防止するため、その書類を交換または復元するために合理的に負担した費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のすべての要件を満たすことが、保険金お支払いの条件となります。</p> <p>【保険金お支払いの要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が法的責任を負うこと。 ②保険期間中にこの保険の対象業務に係わり毀損、紛失または消去されたこと(消耗、劣化、虫食いその他被保険者の責めに帰さない場合は、補償の対象となりません)。 ③被保険者またはその委託先が書類を運送または管理している間に毀損、紛失または消去したこと。 ④その書類が被保険者によりまたは被保険者のために入念に探索されたこと。 ⑤復元費用が、弊社が承認する支出証明により裏付けられていること。 ⑥この保険の対象となる損害賠償請求がなされることを防止するために復元費用を要することについて、弊社の承認を得ること。 	<p>○復元費用</p> <p>被保険者が第三者の書類(※)を毀損、紛失または消去したことに起因してこの保険の対象となる損害賠償請求がなされることを防止するため、その書類を交換または復元するためには合理的に負担した費用をいいです。</p> <p>(※)「書類」とは、あらゆる性質の書類をいい、コンピュータ記録その他の電磁データを含みます。</p>	IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	○復元費用の支払限度額は、1,000万円です。 (注1)IT事業特約の「コンピュータ記録復元費用の補償」で支払う保険金と合算して1,000万円を限度に保険金をお支払いします。 (注2)復元費用の補償で支払う保険金は、コンテンツ事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してコンテンツ事業特約の支払限度額内でお支払いします。 ○自己負担額(免責金額)10万円が適用されますが、自己負担割合は適用されません。	「②身体の障害・財物の損壊」のうち「財物の損壊」を除いて、コンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。
 著作権商標権特約(オプション特約)	<p>この保険の対象業務に係わる知的財産権侵害があったとして被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)特許権、ソフトウェア技術に関する知的財産権(プログラミング著作権など)または営業秘密の使用許諾契約違反、侵害または不正使用については、この特約をセットしても補償されません。</p>	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。 (注)この特約で支払う保険金は、IT事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してIT事業特約の支払限度額内でお支払いします。	「③知的財産権侵害」(コンテンツ事業特約においては③)を除いて、IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。ただし、ソフトウェア技術(プログラミング)に関する知的財産権の侵害によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いすることができません。
 コンピュータアタック特約(オプション特約)	<p>この保険の対象業務に係わりコンピュータウイルス、不正コード、または電子システムもしくはプログラムへの不正アクセスもしくはそれらの不正使用を防止できなかったことに起因して被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。 (注)この特約で支払う保険金は、IT事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してIT事業特約の支払限度額内でお支払いします。	「⑩コンピュータウイルス、不正コード、または電子システムもしくはプログラムへの不正アクセスもしくはそれらの不正使用を防止できなかったこと」(コンテンツ事業特約においては⑪)を除いて、IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。
 請負人担保特約(オプション特約)	<p>この保険の対象業務を遂行する被保険者の下請負人が行う行為に起因して、かかる下請負人が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)この保険の対象業務を日本国内で遂行する被保険者の下請負人を「請負人」とします。</p>	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	「請負人」およびIT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」の被保険者となります。	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。 (注)この特約で支払う保険金は、IT事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してIT事業特約の支払限度額内でお支払いします。	IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。
 海外開発担保特約(オプション特約)	<p>この保険の対象業務を遂行する被保険者の下請負人が日本国外で行う行為に起因して、かかる下請負人が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)この保険の対象業務を日本国外で遂行する被保険者の下請負人を「海外請負人」とします。</p> <p>(注2)日本国外でなされた損害賠償請求は補償の対象なりません。</p>	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。	「海外請負人」およびIT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」の被保険者となります。	IT事業特約またはコンテンツ事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。 (注)この特約で支払う保険金は、IT事業特約で支払う保険金およびセットされるその他の特約で支払う保険金と合算してIT事業特約の支払限度額内でお支払いします。	IT事業特約の「損害賠償責任の補償」と同じです。 ただし、「⑯日本国外における不当な行為に起因する、または日本国外でなされたもしくは係属している損害賠償請求」(コンテンツ事業特約においては⑯)については、日本国外における不当な行為であっても海外請負人に委託した対象業務に起因して日本国内でなされた損害賠償請求については、補償の対象となります。